発　　言　　通　　告　　書

令和　7 年　6 月 17 日

松山市議会議長　　原　　俊　司　　殿

松山市議会議員　　**清　水　義　郎**

次のとおり通告します。

発言順位	5	受領日時	6 月　17 日　午前・午後　8 時　30 分	1　枚中　1　枚目	
質問等の方式	一問一答方式　・　一括方式			発言時間	約　25　分
答弁を求める者	・市長　・教育長　・選挙管理委員会委員長　・公平委員会委員長 ・農業委員会会長　・監査委員　・公営企業管理者				

No	件　　名	発　言　の　要　旨
1	**障がい者への合理的配慮の提供について**	(1)障害者差別解消法にうたわれている「障がいのある人が他の人と同じように生活できるよう必要な手助けをする」という考え方である、障がい者への合理的配慮の提供について、市職員に周知するためにどのように研修を行っているのか。 (2)法的義務である合理的配慮の提供が本市において確実に実施されるように研修体制をさらに強化していくべきと考えるが、本市の見解を問う。
2	**市立中学校における人権と性の多様性の尊重について**	(1)中学校において、集団宿泊研修や修学旅行の際に生徒の荷物を全て教員がチェックする学校があると聞く。下着等、プライベートな部分まで見るのは人権侵害であり、今後そのような荷物検査はやめるべきと考えるが、本市の見解を問う。 また、今後各学校にどのように指導していくつもりか併せて問う。 (2)令和 5 年 6 月定例会において、これまでの各学校の校則に関する調査に加え、性の多様性に配慮しているかなどの項目について調査を実施する予定との答弁であったが、新たにどのような点を調査項目に設けたのか。 (3)調査結果を各学校へフィードバックすることで、適切な校則の見直しにつないでいくとの答弁があったが、どのような働きかけをしたのか。 (4)全ての中学校の校則において性の多様性への配慮がさらに進むよう、各学校にどのように指導していくのか、本市の見解を問う。 (5)全ての中学校においてホームページで校則を公開し、学校内外の関係者が参照できるようにすべきと考えるが、本市の見解を問う。